

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成17年2月14日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成15年4月1日から平成16年12月31日までの間（以下「本件対象期間」という。）に、広島県総務企画部行政情報室長（本来ならば広島県総務企画部行政情報室長が出席すべきであったが、都合により広島県総務企画部行政情報室長が欠席した場合の代役を含む。以下「行政情報室長等」という。）が出席した知事部局内の会議（名称が協議会や委員会等になっている場合を含む。以下「会議等」という。）についての議事録（名称が復命書、報告書等である場合を含み、それらに引用された別紙及び別添資料を含む。以下「議事録等」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求の対象となる行政文書（以下「本件請求文書」という。）について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年3月28日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年4月3日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、行政情報室長等が出席した会議等が全く存在しなかったと回答しているのか、あるいは、出席したが議事録等は作成していないと回答しているのか、いずれにしても、常識では考えられないものであり、実施機関は、速やかに適法な開示を行うよう要求する。
- (2) 理由説明書によれば、「行政情報室長が出席した知事部局で行われた会議は、いわゆる連絡会議であり、会議の内容の記録を残す必要はないため、議事録は作成されていない。また、通常この類の会議の復命又は報告は、そも

そも行わないか、行ったとしても口頭によっており、復命書又は報告書は作成していない。」と明記されているが、当該理由は、行政情報室長の私見を記述したに過ぎず、開示請求の対象とした会議等については、いつ、どこで、だれが、何を、どのように決議したかを主管部署は当然に記録しているものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、次のとおりである。

そもそも、知事部局で行われている会議等に関して、議事録等の作成に関する統一的な基準や規程があるものではなく、会議等全てについて、議事録等が作成されるものでもない。

本件対象期間において、行政情報室長が出席した知事部局で行われた会議はいわゆる連絡会議であり、会議の内容の記録を残す必要はないため、議事録は作成されていない。

また、通常この類の会議の復命又は報告は、そもそも行わないか、行ったとしても口頭によっており、復命書又は報告書は作成していない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、本件対象期間に行政情報室長等が出席した知事部局内の会議等の議事録等の開示を求めたものであり、実施機関は作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

当審査会が実施機関に確認したところ、本件対象期間に行政情報室長等が出席した知事部局内の会議等は、総室長・室長会議、室長会議、広報広聴連絡会議等が該当するが、いずれも、連絡事項の伝達、報告を行うものであり、その内容の記録を残す必要がなかったため、行政情報室においても、会議の担当部署においても、議事録等は作成していないということであった。

当審査会において、県の関係規程である広島県文書等管理規則（平成13年広島県規則第31号）及び広島県文書等管理規程（平成13年広島県訓令第5号）を見分したところ、会議等の議事録等の作成を実施機関に義務付ける規定は認められなかった。

また、行政情報室長等が本件対象期間に出席した知事部局内の会議等は、開催頻度に差はあるものの、定期的に行われているものや知事部局内の各室等に連絡すべき事項が生じたときに開催されているものであり、実施機関において、これらの会議等の内容を記録しておかなくても業務に支障が生じないと判断したということであれば、これらの会議等の議事録等を作成していなくても不自然であるとまではいえない。

以上のことから、本件請求文書を作成していないため、不存在を理由として不開示とした本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 12. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
17. 12. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 8. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 8. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 9. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書を収受した。 ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
27. 4. 24 (平成 27 年度第 1 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
27. 5. 29 (平成 27 年度第 2 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授